

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年8月28日	みなと観光バス株式会社(法人番号 6140001002604)代表者松本浩之	兵庫県神戸市東灘区向洋 町東1丁目4	北	兵庫県神戸市北区桜森町18-11	警告	道路運送法(以下、「法」) 第23条第3項、法第27条 第3項	令和6年6月25日、法令違反の疑いを端緒に監査 を実施。5件の違反が認められた。(1)運行管理者 の選任解任届出違反【解任の未届出に係るもの】 (道路運送法第23条第3項)(2)疾病、疲労等のお それのある運行の業務(旅客自動車運送事業運 輸規則(以下、「運輸規則」)第21条第5項)(3)業 務の記録義務違反【記録なし】(運輸規則第25条 第1項、第4項)(4)業務の記録義務違反【記録事 項の不備】(運輸規則第25条第1項、第4項)(5) 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転 者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年 国土交通省告示第1676号)による運転者に対する 指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38 条第1項)	3	0